

令和 3年 4月 21日

報道関係者 各位

令和3年度 一般会計補正予算（第1号）における専決処分について

標記の件について、下記のとおり令和3年度一般会計補正予算（第1号）の専決処分を行いましたのでお知らせします。

記

1. 概要 新型コロナウイルス感染症対策
低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)の支給に係る補正予算の専決処分

【補正予算額】 40,810千円

【専決処分日】 令和3年4月20日

【事業概要】

- ・対象者 ①令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けている者
- ②公的年金等を受給していることにより、令和3年4月分の児童扶養手当の受給を受けていない者
- ③令和3年4月分の児童扶養手当は受給していないが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている者
- ※①の対象者は申請の必要なし
- ※②、③の対象者は申請が必要(受付期間 令和3年5月17日～令和4年2月28日)

・給付額 児童1人当たり一律5万円

・支給予定日 ①の対象者・・・「令和3年5月11日」
※①の対象者は児童扶養手当の5月の支給日に併せて支給予定
②、③の対象者・・・「令和3年6月以降」

・対象見込み人数 733人

【事業費】※全額国庫負担

・事業所要額 40,810千円

(内訳) 給付金 36,650千円

事務費 4,160千円

有明海にひらく湧水あふれる 火山と歴史の田園都市 島原



担当：島原市 総務課 財政班

担当 金子

電話：0957-62-8013（直通）

E-mail：zaisei@city.shimabara.lg.jp



島原守護神 しまばらん